

問い合わせ先	
(資料内1・2に関する事)	(資料内3～5に関する事)
担当課 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課	担当課 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課
直通 072-228-7231	直通 072-228-7173
内線 3380	内線 3360
FAX 072-222-6997	FAX 072-222-6997

認定こども園・保育所等の臨時休園について

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、大阪府に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、4月8日（水）から認定こども園や保育所等の保護者に対して、登園を自粛し家庭保育への協力をお願いしてきたところですが、さらなる拡大防止を図るため、4月15日（水）から5月6日（水）までの間、「原則休園」とします。

記

1 臨時休園期間

令和2年4月15日（水）から5月6日（水）まで

2 保育の利用

「原則休園」となりますが、以下に該当し、どうしても保育が必要な場合については、各園において保護者から「保育利用申請書」の提出を求め、必要な場合に保育を実施します。

【対象となる家庭】

- ・医療従事者
- ・警察、消防、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合

3 保育料

5月6日までの期間で家庭保育（登園自粛）に協力いただいた日数に応じて、日割り計算にて減額します。（認定こども園・保育所・地域型保育事業を利用する0～2歳児クラスが対象）

一旦全額納付いただいた上で、利用施設からの出席日数報告に基づき、後日還付等の手続きをご案内する予定です。

4 給食

臨時休園期間中において、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合があります。

給食を提供しない場合の給食費の取扱いについては、後日各園からお知らせする予定です。

5 育児休業中のご家庭

令和2年4月からの利用調整で利用が決まった育児休業中のご家庭については、原則、4月中に復職する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に起因し、一時的に育児休業を延長した場合は、特例的に復職が6月中となっても、利用決定の取り消しは行いません。